豊浦町介護老人保健施設長期入所利用料金について

令和３年８月１日現在

基本料金（個室）

	施設サービス利用料 ①※１ （介護保険適用分）	居住費② 実費※２	食費③ 実費※２	自己負担額合計額/1ヶ月（①+②+③）　㊟30日計算 （　）内は１日分 第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護度1	714	第1段階 490	300	45,120 （ 1,504 ）	47,820 （ 1,594 ）	80,220 （ 2,674 ）	101,520 （ 3,384 ）	129,120 （ 4,304 ）
要介護度2	759	第2段階 490	390	46,470 （ 1,549 ）	49,170 （ 1,639 ）	81,570 （ 2,719 ）	102,870 （ 3,429 ）	130,470 （ 4,349 ）
要介護度3	821	第3段階① 1,310	650	48,330 （ 1,611 ）	51,030 （ 1,701 ）	83,430 （ 2,781 ）	104,730 （ 3,491 ）	132,330 （ 4,411 ）
要介護度4	874	第3段階② 1,310	1,360	49,920 （ 1,664 ）	52,620 （ 1,754 ）	85,020 （ 2,834 ）	106,320 （ 3,544 ）	133,920 （ 4,464 ）
要介護度5	925	第4段階 1,640	1,950	51,450 （ 1,715 ）	54,150 （ 1,805 ）	86,550 （ 2,885 ）	107,850 （ 3,595 ）	135,450 （ 4,515 ）

基本料金（多床室）

	施設サービス利用料 ①※１ （介護保険適用分）	居住費② 実費※２	食費③ 実費※２	自己負担額合計額/1ヶ月（①+②+③）　㊟30日計算 （　）内は1日分 第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
要介護度1	788	第1段階 0	300	32,640 （ 1,088 ）	46,440 （ 1,548 ）	54,240 （ 1,808 ）	75,540 （ 2,518 ）	93,240 （ 3,108 ）
要介護度2	836	第2段階 370	390	34,080 （ 1,136 ）	47,880 （ 1,596 ）	55,680 （ 1,856 ）	76,980 （ 2,566 ）	94,680 （ 3,156 ）
要介護度3	898	第3段階① 370	650	35,940 （ 1,198 ）	49,740 （ 1,658 ）	57,540 （ 1,918 ）	78,840 （ 2,628 ）	96,540 （ 3,218 ）
要介護度4	949	第3段階② 370	1,360	37,470 （ 1,249 ）	51,270 （ 1,709 ）	59,070 （ 1,969 ）	80,370 （ 2,679 ）	98,070 （ 3,269 ）
要介護度5	1,003	第4段階 370	1,950	39,090 （ 1,303 ）	52,890 （ 1,763 ）	60,690 （ 2,023 ）	81,990 （ 2,733 ）	99,690 （ 3,323 ）

※１　上記は、１割負担の料金になります。
施設サービス料と、加算料金の合憲は、介護保険高額介護サービス費支給申請をしていただくことで、所得状況に応じ、払い戻しになる可能性があります。お住いの市町村へ申請していただく必要があります。

※２　居住費、食費のご利用者負担額は、介護保険負担限度額認定を受けることで、負担段階が決まります。
お住いの市町村へ申請していただく必要があります。

段階	課税区分	預貯金額等	主な対象となる方
第１段階	市町村民税 非課税世帯	単身：１，０００万円以下 夫婦：２，０００万円以下	生活保護受給者、老齢福祉年金を受給されている方
第２段階		単身：　６５０万円以下 夫婦：１，６５０万円以下	前年の合計所得金額＋年金収入額が８０万円以下の方
第３段階①		単身：　５５０万円以下 夫婦：１，５５０万円以下	前年の合計所得金額＋年金収入額が８０万円超１２０万円以下の方
第３段階②		単身：　５００万円以下 夫婦：１．５００万円以下	前年の合計所得金額＋年金収入額が１２０万円超の方
第４段階	市町村民税　課税世帯	上記以外	上記以外の方

豊浦町介護老人保健施設長期入所利用料金について

加算項目及びご利用者負担額（１割負担の場合）

加算名称	加算料金 （自己負担額）	加算概要
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１８／日	介護職員中介護福祉士を６０％以上配置した場合加算されます。
緊急時治療管理	５１８／日	緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合に加算されます。（１ヵ月に１回連続する３日間まで）
介護職員処遇改善加算Ⅲ	報酬の１．６％	介護職員の賃金改善等を行っている場合に加算されます。
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	報酬の２．１％	介護職員の職場環境の改善等を行っている場合に加算されます。
初期加算	３０／日	入所日から３０日間加算されます。
療養食加算	６／食	病状等により、糖尿食・腎臓食等を食べられる方に加算されます。
外泊時費用	３６２／日	外泊した場合所定単位数に代えて加算されます。（初日と最終日を除く１ヵ月に６日間まで）
安全対策体制加算	２０／入所日	事故の発生・再発防止をするための措置を適切に実施するための担当者を配置している場合に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算	２４０／日	医師または医師の指示を受けた理学療法士等が入所日から３ヵ月以内に集中的にリハビリを行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	４５０／回	入所前後に自宅を訪問し、施設サービス計画の作成等を行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	４８０／回	入所前後に自宅を訪問し、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を作成した場合に加算されます。
試行的退所時指導加算	４００／回	試行的に退所させる場合に家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。（月１回３ヵ月まで）
退所時情報提供加算	５００／回	退所後に居宅で生活を続ける場合や、他施設に入所する場合に退所後の主治医や、施設に情報提供を行った場合に加算されます。
入退所前連携加算（Ⅰ）	６００／回	下記（Ⅱ）の要件に加え、入所前もしくは入所後に退所後利用を希望する居宅サービス等の調整を行った場合に加算されます。
入退所前連携加算（Ⅱ）	４００／回	退所前に居宅サービス等に情報提供し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に加算されます。
訪問看護指示加算	３００／回	退所後に訪問看護等を必要とする入所者について、施設の医師が訪問看護ステーション等に訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	２３９／回	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。（１ヵ月に１回連続する７日間まで）

その他実費でかかる経費

項　　目	項目	概要
冷蔵庫借用料	110／日	冷蔵庫を借用した場合に徴収となります。
テレビ借用料	110／日	テレビを借用した場合に徴収となります。
コインランドリー使用料	200／回	施設の洗濯機の1回の利用料となります。洗濯機、乾燥機両方使用できます。
洗濯代行料	5,500／月	本人又は家族が洗濯をできない場合に、利用した料金となります。
	2,750／半月	本人又は家族が洗濯をできない場合に、利用した料金となります。
教養娯楽費	220／月	誕生会のケーキや飲み物等の料金となります。
文書料	3,300	身体障害者診断書・意見書、補装具交付要否意見書
	300～	施設側が証明する書類、紹介状等をご請求いただいた場合、300円からかかります。
個人的趣味活動費	10～／枚	塗り絵等に係る材料費
嗜好品	50～100	飲み物（コーヒー、紅茶、ココア）1日1杯50円、2杯以上100円。
日常生活品費	60／日	タオル・おしぼり・シャンプー等
理美容	1,500～／回	理容師の出張による理美容サービスとなります。カット＋顔そりは2000円になります。